

令和 8 年 9 月 1 4 日 東京地方裁判所刑事第 1 7 部宣告

令和 7 年刑（わ）第 3 6 9 号 背任被告事件

主 文

被告人兩名をそれぞれ懲役 2 年 6 月に処する。

5 被告人兩名に対し、この裁判が確定した日から 5 年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人 A は、学校法人甲の経営統括部次長等として、学校法人甲の経営管理及
10 び収益向上のための企画・立案等の業務に従事し、学校法人甲の財産の処分に当たっては、学校法人甲が無用な支出により損失を被らないよう適正な内容の稟議書の作成等を行うべき任務を有していたもの、被告人 B は、学校法人甲の非常勤嘱託等として、学校法人甲の建築工事に係る助言等の業務に従事していたもの、分離前の相被告人 C は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの
15 間、学校法人甲の副理事長として、学校法人甲の業務を総理する理事長を補佐し、同年 4 月 1 日から令和 6 年 8 月 7 日までの間、学校法人甲の理事長として、学校法人甲の業務を総理するとともに、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、学校法人甲の経営統括理事として、学校法人甲の経営全般を統括していたものであり、学校法人甲の財産の処分に当たっては、学校法人甲が無用な
20 支出により損失を被らないよう学校法人甲のため忠実にその職務を行うべき任務を有していたものであるが、被告人兩名及び C は、学校法人甲から被告人 B に建築アドバイザー業務報酬を支払うに当たり、本来の報酬額に上乗せして支払い、支払額の一部を C において利得するなどしようと考え、共謀の上、C らの利益を図るとともに学校法人甲に損害を加える目的で、被告人 A 及び C の前記各任務に
25 背き、

第 1 平成 3 0 年 2 月 2 6 日頃から同月 2 8 日までの間、東京都新宿区（住所省

略) 学校法人甲の乙センターにおいて、情を知らない学校法人甲経営統括部職員Dに、学校法人甲新校舎棟建築に係る建築アドバイザー業務報酬として、Cの利得分等を上乗せした合計約1億4000万円を被告人Bに支払う旨の稟議書を作成させるなどし、同日、同所において、同稟議書について理事会の決議を得た上で、Cが、別表1(添付省略)「決裁状況」欄記載のとおり、同年6月28日頃から令和2年2月26日頃までの間、41回にわたり、同所又は同区(住所省略)学校法人甲の丙センターにおいて、同決議に基づき被告人B名義の銀行口座に振込送金する旨決裁するなどし、情を知らない学校法人甲職員らに、同表「振込状況」欄記載のとおり、平成30年7月17日から令和2年2月28日までの間、21回にわたり、株式会社E銀行F支店ほか1か所に開設された学校法人甲名義の普通預金口座から株式会社G銀行H支店に開設された被告人B名義の普通預金口座に合計1億146万8471円を振込送金させるとともに、同表「源泉徴収所得税等納付状況」欄記載のとおり、平成30年8月10日から令和2年3月10日までの間、20回にわたり、前記各振込送金に際して学校法人甲が源泉徴収として被告人Bの前記業務報酬から天引きした所得税等合計1838万3091円を同区四谷三栄町7番7号四谷税務署に納付させて、学校法人甲に被告人Bの本来の業務報酬相当額及びこれに係る消費税相当額である合計約295万1520円を除く無用な支出をさせ、もって学校法人甲に合計約1億1690万420円の財産上の損害を加え、

第2 令和2年3月17日頃、前記乙センターにおいて、情を知らない学校法人甲経営統括部長Iに、学校法人甲新病棟建設に係る建築アドバイザー業務報酬として、Cの利得分等を上乗せした合計1億8506万8000円を被告人Bに支払う旨の稟議書を作成させるなどし、同月25日、前記丙センターにおいて、同稟議書について理事会の決議を得た上で、Cが、別表2(添付省略)「決裁状況」欄記載のとおり、同日頃から令和3年9月9日頃までの

間、19回にわたり、同所、前記乙センター又は同区（住所省略）学校法人甲の丁棟において、同決議に基づき被告人B名義の銀行口座に振込送金する旨決裁するなどし、情を知らない学校法人甲職員らに、同表「振込状況」欄記載のとおり、令和2年3月30日から令和3年9月30日までの間、16回にわたり、前記株式会社E銀行F支店に開設された学校法人甲名義の普通預金口座から前記被告人B名義の普通預金口座に合計1億5265万2555円を振込送金させるとともに、同表「源泉徴収所得税等納付状況」欄記載のとおり、令和2年4月10日から令和3年10月11日までの間、15回にわたり、前記各振込送金に際して学校法人甲が源泉徴収として被告人Bの前記業務報酬から天引きした所得税等合計3241万5445円を前記税務署に納付させて、学校法人甲に被告人Bの本来の業務報酬相当額及びこれに係る消費税相当額である合計約1896万4660円を除く無用な支出をさせ、もって学校法人甲に合計約1億6610万3340円の財産上の損害を加えた。

（量刑の理由）

1 本件は、学校法人甲の経営統括部次長等であった被告人A及び一級建築士で学校法人甲の非常勤嘱託等であった被告人Bが、学校法人甲の副理事長又は理事長等であった共犯者Cと共謀の上、Cの利得分等を上乘せした建築アドバイザー業務報酬を被告人Bに支払う旨理事会に決議させるなどして、学校法人甲に無用な支出をさせ損害を与えたという事案である。

2 被告人らは、Cが副理事長又は理事長等として学校法人甲において強い影響力を有していることを背景に、学校法人甲から被告人Bに対し多額の報酬を支払わせてその相当部分を密かにCが利得することなどを企て、上記報酬の支払が正当なものであるかのように稟議書の体裁を整えたり、理事会等において言葉巧みに説明をしたりして本件各犯行に及んだものであり、計画的かつ巧妙で悪質な犯行である。また、被告人らは、学校法人甲が無用な支出により損害を

被らないようにするという最も基本的な任務に背いたものであり、任務違背の程度も大きい。そして、本件により学校法人甲が被った損害は合計 2 億 8 0 0 0 万円超と極めて多額であり、被害結果は重大というほかない。

3 続いて、各被告人の個別の情状を検討する。

5 被告人Aは、被告人Bを本件に引き込んだり、被告人Bに支払う報酬額が適切であるかのような資料を用意したり、被告人BからCの利得分を受領してCに渡すなど、Cの手足となって犯行の重要部分を中心的に担ったものであり、被告人Aなしには本件各犯行は遂行できなかったといえる。また、被告人Aは、本件各犯行に加担した理由として、長年Cの下で働き叱責を受けるなどしてきたので、
10 Cの指示を断るという選択肢はなかったなどと述べるが、結局のところ自らの任務や学校法人甲の利益よりも自己の保身を優先したものであるというほかなく、経緯や動機に特段酌むべき事情があるともいえない。以上によれば、被告人Aの刑事責任を軽視することはできない。

しかし、他方、被告人Aは、Cの発案・指示に従って行動していたものであり、
15 Cに対して従属的立場にあったことは明らかであるし、同被告人自身は本件各犯行により経済的利得を一切得ていない。加えて、事実を認めて反省の態度を示していること、学校法人甲によるヒアリング等に積極的に応じ、学校法人甲から民事上の責任を追及しない旨の合意を得ていること、これまで前科がないこと、元夫と次男が出廷して更生への協力を約束していることなどの事情も認められる。

20 そこで、以上の事情を考慮し、被告人Aに対しては、主文のと通りの刑に処しその刑責を明らかにした上で、今回に限りその刑の執行を猶予し、社会内での更生の機会を与えるのが相当であると判断した。

4 被告人Bは、学校法人甲からの報酬の受取役を務め、Cの利得分を被告人Aに渡すなど、重要な役割を果たしており、また、本件各犯行により 2 0 0 0 万円超の利得を得ている。被告人A等への配慮や利欲目的等から安易に犯行に加担したその経緯や動機にも特段酌むべきところがあるとはいえない。以上によ

れば、被告人Bの刑事責任を軽視することはできない。

しかし、他方、被告人B自身は、被告人AやCとは異なって、学校法人甲が無用な支出により損失を被らないようにする任務を有していたわけではない。

また、犯行の全容を知らされないまま、基本的にCの指示を受けた被告人Aの
5 求めに応じて行動していたのであって、主体的な関与はほぼ見られず、被告人Aと同様に従属的立場にあったと認められる。加えて、事実を認めて反省の態度を示していること、本判決により一級建築士の免許を取り消される見込みであること、これまで前科がないこと、長男が更生への協力を約束していることなどの事情も認められる。

10 そこで、以上の事情を考慮し、被告人Bに対しては、主文のと通りの刑に処しその刑責を明らかにした上で、今回に限りその刑の執行を猶予し、社会内での更生の機会を与えるのが相当であると判断した。

(求刑 被告人両名につき懲役2年6月)

令和8年9月15日

15 東京地方裁判所刑事第17部

裁判長裁判官 福 島 直 之

20 裁判官 高 橋 明 宏

25 裁判官 松 山 魁